

旧八幡第四小学校等民間活力導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 事業の趣旨・目的

旧八幡第四小学校については、小学校の再編により現在空き施設となっているため、施設の活用・転用、処分について今後検討することが課題となっている。行政利用の検討にあわせて、地域課題の解決や地域経済の活性化に資する地域利用、民間利用の可能性について検討が必要となっている。

本業務は旧八幡第四小学校に加え、隣接する旧八幡第四幼稚園についても今後の利活用方針を検討するにあたり、民間事業者に対して企業意向調査を実施し、民間活力の導入による活用の可能性や利活用方法や条件、事業スキーム、事業スケジュール、課題等を把握し、本施設の有効活用の可能性を探るものである。

また、本調査結果については現在策定中の「八幡市公共施設再編計画」にも反映するものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称：旧八幡第四小学校等民間活力導入可能性調査業務
- (2) 業務内容：「旧八幡第四小学校等民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和8年9月30日まで
- (4) 提案限度額：金3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 事務局：八幡市総務部総務課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75

TEL：075-983-2115（直通）

E-mail: soumu@mb.city.yawata.kyoto.jp

3. 参加資格

プロポーザル方式への参加資格する者は、次に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和8年度八幡市競争入札参加資格を有する者であること。  
なお、これを有していない場合は、公募型プロポーザル方式参加資格審査申請書の提出をもって、これに代えることができる。
- (3) プロポーザル方式実施の公表の日から提案者の選定の日までの期間に、京都府又は八幡市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていない者であること。
- (5) 八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でない

こと。

#### 4. プロポーザル方式実施スケジュール

手続等	提出期限・日程等	備考
業務説明書の配布	令和8年4月2日(木)から 令和8年4月9日(木)まで	5. 業務説明書による
参加表明書の提出	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月16日(木)まで	6. 参加表明書による
提案資格確認通知	令和8年4月21日(火)	
質疑の受付・回答	受付: 令和8年4月23日(木)まで 回答: 令和8年4月28日(火)	7. 質疑回答による
提案書提出	令和8年5月8日(金)まで	8. 提案書による
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年5月15日(金)(予定)	9. (2)プレゼンテーション・ヒアリングの実施による
評価結果の通知	令和8年5月21日(木)(予定)	10. 評価結果による

#### 5. 業務説明書

##### (1) 業務説明書の種類

ア 旧八幡第四小学校等民間活力導入可能性調査業務公募型プロポーザル方式実施要領

イ 旧八幡第四小学校等民間活力導入可能性調査業務委託仕様書

##### (2) 配布期間

4. プロポーザル方式実施スケジュールに記載のとおり

##### (3) 配布場所

事務局の窓口で配布するほか、八幡市ホームページからダウンロードできる。

#### 6. 参加表明書

##### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書(様式1) 1部

※令和8年度八幡市競争入札参加資格を有しないものは、公募型プロポーザル方式参加資格審査申請書をあわせて提出すること

##### (2) 提出方法

持参(平日の9時から17時まで)又は郵送(提出期限必着)

##### (3) 提出先及び提出期限

事務局及び4. プロポーザル方式実施スケジュールに記載のとおり

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提案資格確認結果

参加表明書提出者に対し、提案資格確認結果を通知する。通知は4. プロポーザル方式実施スケジュールに記載の日に電子メールにより行う。

(5) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を持参、郵便又は電子メールにより、事務局に提出するものとする。

7. 質疑回答

(1) 受付期間

公募開始日～令和8年4月23日（木）16時必着

(2) 受付方法

質疑がある場合は、持参、郵便又は電子メールにより、質疑書（様式2）を事務局へ提出する。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、4. プロポーザル方式実施スケジュールに記載の日に、参加表明書提出者（質疑回答日までに辞退届を提出した者を除く）へ電子メールにより行う。

8. 提案書について

(1) 提出書類（様式任意。A4版を基本のサイズとし、各書類原本には記名 押印をすること。）

ア 企画提案書 10部（原本1部、複写9部）

イ 価格提案書（見積書） 10部（原本1部、複写9部）

（見積書。記名押印したものであること。任意様式で見積り内訳のわかるものとし、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。）

(2) 提出方法

持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（提出期限必着）

(3) 提出先及び提出期限

事務局及び4. プロポーザル方式実施スケジュールに記載のとおり

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 企画提案書の内容

企画提案書には、以下の内容を含んでいること

ア 業務理解・実施体制

- ・業務目的・背景の理解
- ・対象施設の特性分析
- ・業務全体の基本方針
- ・実施体制・スケジュール・類似実績

イ 調査手法

- ・対象企業の選定方針
  - ・ヒアリング項目・実施方法
  - ・調査の実効性を担保する方策
- ウ 調査結果の分析等
- ・調査データの分析・整理方法
- エ 独自提案（任意）
- ・上記以外で有効と考える提案
  - ・他自治体事例の活用提案 等

#### (5) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、受注候補者という。）の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八幡市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- エ 提案書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示した場合を除く。
- オ 提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

## 9. 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「審査評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

- ア プレゼンテーション・ヒアリングの内容は、企画提案書に基づくプレゼンテーション（20分以内）と質疑応答（15分程度）とする。
- イ プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者は1者につき3名以内とし、提案業務を直接担当する者がプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションのみを行う者の参加は認めない。
- ウ プレゼンテーションは、企画提案書の内容とし、各提案者において用意したパソコンを用いて説明すること。なお、事務局において用意する備品については、以下のとおり。
- ・モニター
  - ・接続ケーブル HDMI ケーブル、RGB ケーブル

### (3) 評価方法

企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、評価基準に基づき評価委員会にて評価する。

## 10. 評価結果

受注候補者選定後、提案書提出者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について八幡市ホームページにて公表するものとする。

- (1) プロポーザル方式の概要及び参加者氏名
- (2) 受注候補者の氏名及び住所
- (3) 評価結果（総合点）

## 11. 契約手続き

- (1) 受注候補者と八幡市とで、業務仕様及び経費等について協議し、その内容を決定し、随意契約により契約を締結する。
- (2) 受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該受注候補者を失格とし、評価結果が次順位の者を受注候補者とする。この場合において、失格の事由が当該受注候補者の責めに帰すべきときは、八幡市建設事業等指名停止に関する要綱（平成26年告示第33号）による指名停止を行うとともに、2. 業務概要に記載する提案限度額の100分の5に相当する額の違約金を徴するものとする。
  - ア 虚偽又は不正の事実に基づいて選定された者であることが判明したとき。
  - イ 特別な事情により契約を締結しない場合

## 12. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出その他提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加者が1者であっても本プロポーザルを実施するが、適切な提案がない場合は、受注候補者該当なしとすることがある。
- (3) プロポーザル方式に参加する者が次のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失する。この場合において、既に提出された提案書は、無効とする。
  - ア 3. 参加資格に必要な資格を満たさないこととなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

